他市参考事例

1. 釧路市

中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト 「ビズサポくしろ」 P1~P6

2. 北九州市中小企業経営サポートネットワーク「キタサポ」P7~P1 1

☑ お問い合わせ

🕙 創業者向け

経営者向け

★ Home

♥ お知らせ

Q 施策をさがす

▲ 相談窓口

● イベント

凸 公募・募集



施策をさがす

釧路市や北海道の各種中小企業支援 策をご紹介します



相談窓口

創業や経営支援など関係機関の相談 窓口をご紹介します Facebook 支援者情報ピックアップ

新規開業者のご紹介 株式会社シンシア



セミナーやイベントに関するスケ ジュールをご紹介します



公募・募集

国や関係機関の公募・募集情報をご 紹介します 新規開業者のご紹介 eureka SouthAve

♥ ビズサポくしろ 新着情報

2019年04月11日 お知らせ 【キャッシュレス決済について】 キャッシュレスの推進は、消費者にとっては多額の現金を持たずに買い物が… 2019年08月05日 お知らせ かわら版「幣舞」6月号の発行について(日本政策金融公庫釧路支店) 日本政策金融公庫(日本公庫)釧路… 2019年07月31日 お知らせ 日本政策金融公庫の観光PRの取組みのご紹介 日本政策金融公庫(日本公庫)では、大阪圏の計13支店におい… 2019年07月22日 お知らせ 【2019年度 ストレスフリーな店づくり支援事業補助金募集(二次)のお知らせ】 「釧路市ストレスフ… 2019年05月10日 お知らせ 小規模事業者持続化補助金(商工会議所地区分)の公募開始について 中小企業庁では、小規模事業者が経…

品サイトマップ ■ サイトについて ■ お問い合わせ
 ② 創業者向け ② 経営者向け
 ◆ Home ■ お知らせ Q 施策をさがす ■ 相談窓口 ■ イベント ② 公募・募集

お知らせ

Information

【前へ】 1 2 3 次へ▶

2019年04月11日

【キャッシュレス決済について】 C お知らせ

キャッシュレスの推進は、消費者にとっては多額の現金を持たずに買い物が可能になることや、紛失等のリスクが現金に比べて軽減されること、事業者にとっては現金管理コストの削減による生産性向上など、様々なメリットが期待されます。

近年では、従来型のクレジットカードとは異なる新しい支払いサービスも登場するなど、支払い方法は多様化しており、今後も様々なサービスが登場することが予想されます。

世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性が向上し、実店舗等、消費者、支払サービス事業者がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現を目指していくことが必要です。

特に、観光を「地域のリーディング産業」と位置づけ、国内外の多くの観光客に選ばれ続ける世界一級の観光地づくりを目指す釧路市にとっても、キャシュレス化を推進することで、外国人を含む多様な人々が快適に滞在し観光できる環境整備を行い、観光客入込数の増加に伴う新たな消費需要の獲得と機会損失の防止を図る必要があります。

2019年08月05日

かわら版「幣舞」6月号の発行について(日本政策金融公庫釧路支店) 🖟 お知らせ

日本政策金融公庫(日本公庫)釧路支店では、事業者のみなさまが活用できる制度やセミナー等の案内、日本公庫の取組みなどをまとめて、 定期的に情報を発信しており、店舗入口にも掲示しています。

本ページをクリックすると、PDFファイルで最新号が開きます。

日本公庫釧路支店は釧路市、釧路商工会議所、民間金融機関等と連携して創業支援などに取り組んでいる機関です。融資についてはもちろんのこと、創業についてもご相談できます。

お気軽にご相談ください。

◇お問い合わせ先

日本政策金融公庫 釧路支店 国民生活事業

電話:43-3330

住所:釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センタービル7階

2019年07月31日

日本政策金融公庫の観光PRの取組みのご紹介 以 お知らせ

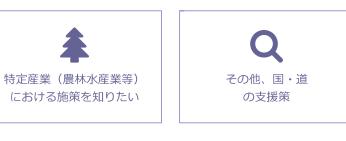
日本政策金融公庫(日本公庫)では、大阪圏の計13支店において、「釧路観光ポスター」「くしろ観光ガイド」「ピーチ就航新聞記事(釧路 新聞出典)」を掲示していただきました。

この取組みは、「居住地となっている大阪圏では北海道のブランドカは絶大であるが、大阪 – 釧路のピーチ就航については十分浸透されていない。釧路の観光資源の素晴らしさを、「ピーチ就航=身近な釧路」を通じて知ってもらい、ご来店のお客様の観光や社内旅行等で誘致できれば」との思いから、日本公庫釧路支店長の企画により実施されたものです。

以前より日本公庫と釧路市は、釧路商工会議所や民間金融機関等とも連携し創業支援に取り組んでいます。今回の企画は、創業支援や事業者への金融支援のほか、観光振興の分野においても釧路地域の活性化に貢献していただいた取組みです。







© Kushiro City Industry Promotion Dept.

★サイトマップ ■サイトについて ▼お問い合わせ
 ② 創業者向け ② 経営者向け
 ★ Home ■ お知らせ Q 施策をさがす ■ 相談窓口 ■ イベント ② 公募・募集



Consultation desk

創業や経営等に関しての身近な相談先として、市や商工会議所などで無料の相談窓口を開設しております。 まずはお気軽にご相談ください。

釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz 🗗 相談・情報提供 創業者向け 経営者向け

釧路のあらゆる業種の中小企業、個人事業主、創業希望者を応援する無料の相談所です。

8月21日のオープンに向け、現在事前予約を受け付けております。

詳しくはk-Bizホームページをご覧ください!(クリックすると開きます)

お問い合わせ

釧路市ビジネスサポート協議会事務局

住所:釧路市黒金町7-5 (釧路市商業労政課内) 電話:0154-31-4548 ファクス:0154-23-0606

H P: https://kushiro-biz.net

ワンストップ相談窓口 🗹 創業者向け 経営者向け

釧路市産業振興部商業労政課

住所:釧路市黒金町7丁目5番地(釧路市役所本庁舎4階)

時間:平日午前8時50分から午後5時20分

電話:0154-31-4548 ファクス:0154-23-0606

創業・中小企業相談窓口 📝 創業者向け 経営者向け

釧路商工会議所

住所:釧路市大町1丁目1-1 (道東経済センタービル4階)

時間:平日午前9時から午後5時

電話:0154-41-4143 ファクス:0154-41-4000

創業サポートデスク C 創業者向け

日本政策金融公庫 釧路支店 国民生活事業

住所:釧路市大町1丁目1-1(道東経済センタービル7階)

時間:平日午前9時から午後5時

電話:0154-43-3330 ファクス:0154-43-3335

定例相談窓口 📝 創業者向け 経営者向け

中小企業基盤整備機構 北海道本部 釧路オフィス (予約制)

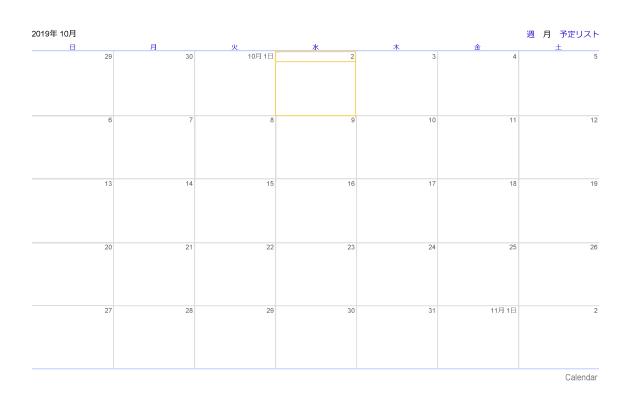
住所:釧路市大町1丁目1-1 (道東経済センタービル5階) 電話:0154-68-4866 ファクス:0154-68-4867



台 釧路市

台 釧路商工会議所

■ その他支援機関



© Kushiro City Industry Promotion Dept.

■ お問い合わせ

🔘 創業者向け

② 経営者向け

☆ Home

☆お知らせ

Q 施策をさがす

▲ 相談窓口

僧 イベント

凸 公募・募集



Public offering and recruitment

【2019年度 ストレスフリーな店づくり支援事業補助金募集(二次)のお知らせ】 [2]

融資・補助金・助成 経営者向け

「釧路市ストレスフリーな店づくり支援事業補助金」の二次募集を行います。

○対象

市が定めるストレスフリーエリア等において、無料公衆無線LAN環境の整備、和式トイレの洋式化、多言語対応を行う小売店・飲食店の方。

2019年7月22日(月)から予算額に達するまで(先着順)

詳細は、ホームページをご覧ください。

https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/yuushi/page00907.html

商業労政課 商業労政担当

電話:31-4611

 $\mathsf{E} \mathsf{X} - \mathsf{J} \mathsf{V}$: sho -shougyourousei@city.kushiro.lg.jp

【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】 [2] 相談・情報提供

融資・補助金・助成

経営者向け

最低賃金引上げの環境整備に関する支援措置を行っています

北海道労働局では平成30年10月1日に発効した最低賃金が引上げに伴い、中小企業・小規模事業者の職場環境整備に係る支援措置を行ってい

下記に支援策を掲載いたしますのでご参照ください。

◆業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向 上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。 申請先:北海道労働局雇用環境・均等部企画課(TEL:011-788-7874)

◆キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実 施した事業主に対して助成をするものです。 7 つのコースに分かれていますが、「最低賃金引上げ」に関係するものは、有期契約労働者等の 賃金規定等を改定した場合に助成する「賃金規定等改定コース」です。

相談窓口:北海道労働局職業安定部職業対策課(TEL:011-788-9071)

◆人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃 金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

相談窓口:北海道労働局職業安定部職業対策課(TEL:011-788-9132)

※上記の支援制度はそれぞれ公開されているページが異なりますので、インターネット等で検索をお願いします

厚牛労働省北海道労働局ホームページ (最低賃金制度)

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109.html

(クリックすると開きます)



支援機関のご紹介

支援相談メニュー

セミナー報告 支援事例紹介 北九州市 中小企業振興条例

お知らせ、セミナー情報、補助金・助成金情報

条件を指定して表示: ▼	
2019年10月1日 お知らせ	^
相談窓口・専門家派遣・その他	
ネットワーク北九州10月号 発行しました!	
2019年9月27日 お知らせ	
資金調達支援(融資・助成金など)	
セーフティネット保証5号認定について	
~令和元年度第3四半期のセーフティネット保証5号の指定業種について~	
2019年9月25日 お知らせ	
相談窓口・専門家派遣・その他	
【会員募集中】「北九州SDGsクラブ」に参加しませんか?	
「J比九州SDGsクラブ」は多様なステークホルダーの交流・マッチングに取り組んでいます!	~

» お知らせ・セミナー情報一覧



補助金や助成金の募集をカレンダーでご案内



中小企業支援に関するイベントやセミナー情報





支援機関のご紹介

支援相談メニュー

セミナー報告 支援事例紹介 北九州市 中小企業振興条例

ホーム > 支援機関のご紹介

支援機関のご紹介

強力タッグで企業の経営を応援します! お気軽にお問い合わせください。



北九州商工会議所は、法律(商工会議所法)に基づ いて設立された地域総合経済団体です。 商工業繁 業と豊かな住みよい街づくりのために各種事業に積 極的に取り組んでいます。



〒802-8522 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1・2階

093-541-0188

http://www.kitakyushucci.or.jp/

受付時間:平日9時から17時まで

中小企業部 中小企業振興課・専門相談センター

小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1階 TEL:093-541-0188

小倉サービスセンター

小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1階 TEL:093-511-2307

門司サービスセンター

門司区栄町5-10、第5久藤ビル1階 TEL:093-321-2381

若松サービスセンター

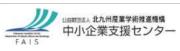
若松区本町2丁目17-1 ベイサイドプラザ若松アネックス1階 TEL:093-761-2021

八幡サービスセンター

八幡西区八千代町13-5 八千代ビル1階 TEL:093-642-5381

戸畑サービスセンター

戸畑区浅生2丁目10-21 角野ビル1階 TEL:093-871-2721





創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中 小企業の方々の取り組みを支援するため、窓口相 該、専門家派道等の事業や北九州知的所有権セン タ及び北九州テレワークセンターの運営を行って います。

また同じ北九州テクノセンタービルの中に北九州 市中小企業振興課が入居しており、経営・商売に役 立つ総合的な支援体制を構築しています。



〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1

093-873-1430

受付時間:平日9時から17時まで

http://www.ktc.ksrp.or.ip/

金北九州市



中小企業振興課では、主に融資の相談・受付、 セーフティネット保証の認定をはじめ、 技術開発 の助成、人材育成、販路拡大等の支援、経営支援や 創業の支援などさまざまな施策を実施しています。

商業・サービス産業政策課では、北九州市における商業の活性化に向けて、中心市街地の商業活性化を進めるほか、市内各商店街の特色を活かした各種支援、消費者のニーズに応える商業振興施策を実施しています。



中小企業振興課

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階

093-873-1433

受付時間:平日8時30分から17時15分まで

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/sankei/san-chuushou.html

商業・サービス産業政策課

〒803-8501 小倉北区城内1-1

093-582-2050

受付時間:平日8時30分から17時15分まで

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/sankei/san-shougyou-service.html





支援機関のご紹介

支援相談メニュー

セミナー報告 支援事例紹介 北九州市 中小企業振興条例

ホーム > 支援相談メニュー

支援相談メニュー

キタサポでは下記のような相談に対して、担当機関がサポートしています。



相談窓口・専門家派遣について

例)経営について相談をしたいのですが



資金調達(融資・助成金等)について

例) 海外展開に必要な資金を調達したいのですが



商業・商店街支援について

例) 小売店や飲食店の売上アップのためのセミナーはあり ませんか



販路開拓(海外展開含む)・新商品開発・ 技術開発支援について

例) 海外展開を考えていますが、どのような支援制度があり ますか



創業・事業承継支援について

例) 創業後も相談できますか



セミナー・人材育成・その他

例)起業・創業に関するセミナー等に参加したいのですが



いただいた経営相談・お問い合わせは、 北九州商工会議所、北九州産業学術推進 機構、北九州市の各担当者が直接回答い たします!

カスタム検索

キタサポ

ホーム お知らせ・新着情報一覧 経営相談・お問い合わせ

支援機関のご紹介

北九州商工会議所 北九州産業学術推進機構 北九州市

支援相談メニュー

相談窓口・専門家派遣について 資金調達(融資・助成金等)について

商業・商店街支援について 販路開拓(海外展開含む)・新商品 開発・技術開発支援について 創業・事業承継支援について セミナー・人材育成・その他

セミナー報告・支援事例紹介

セミナー報告・支援事例紹介

北九州市中小企業振興条例

条例制定にあたって(前文要旨) 条例の概要



支援機関のご紹介

支援相談メニュー

セミナー報告 支援事例紹介 北九州市 中小企業振興条例

ホーム > セミナー報告・支援事例紹介

セミナー報告・支援事例紹介

2019年3月7日 セミナー報告

「中小建設業本業強化セミナー」を開催しました(平成31年2月19日)

2018年12月11日 セミナー報告

「平成30年度 生産管理セミナー」を開催しました(平成30年12月7日)

2018年2月21日 セミナー報告

後継者育成セミナーを開催しました! (平成30年2月15日)

2017年12月20日 活動報告

「北九州オンリーワン企業」を首都圏に発信!~「KitaQフェスinTOKYO」でPRコーナーを設置!~

カスタム検索

キタサポ

ホーム お知らせ・新着情報一覧 経営相談・お問い合わせ

支援機関のご紹介

北九州市

北九州商工会議所 北九州産業学術推進機構

支援相談メニュー

相談窓口・専門家派遣について 資金調達(融資・助成金等)について

商業・商店街支援について 販路開拓(海外展開含む)・新商品 開発・技術開発支援について 創業・事業承継支援について セミナー・人材育成・その他

セミナー報告・支援事例紹介

セミナー報告・支援事例紹介

北九州市中小企業振興条例

条例制定にあたって(前文要旨) 条例の概要

当サイトへのリンクについて

当サイトへのリンクを設置の場合は、必ずトップページ(https://www.kitasapo.com/)をご指定ください。 また、下記のバナーをダウンロードしてご利用ください。









支援機関のご紹介

支援相談メニュー

セミナー報告 支援事例紹介 北九州市 中小企業振興条例

ホーム > 北九州市中小企業振興条例

北九州市中小企業振興条例

平成26年12月議会において、北九州市議会経済港湾委員会から提出された「北九州市中小企業振興条例」が可決・成立し、平成27年4月1日に施行されました。この条例は、「中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ること(第1条)」を目的に制定され、本市の中小企業振興に向けた基本理念や施策を総合的に推進すること等が定められています。

条例制定にあたって(前文要旨)

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

条例の概要

基本理念(第3条)

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。

中小企業者や行政など、それぞれの責務・役割(第4条~第9条)

【中小企業者の責務(第4条)】

- 経済的・社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備
- 中小企業団体の活動への協力

【中小企業団体の責務(第5条)】

• 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

【大企業者の責務(第6条)】

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条の基本理念の実現に取り組む
- 市の施策への協力

【金融機関の責務(第7条)】

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援
- 市の施策への協力

【市民の理解及び協力(第8条)】

• 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力